

## 川崎市年度限定型保育事業実施要綱

28川こ保第2146号

平成29年3月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所（以下「保育所」という。）が、保育所等を入所保留となった児童を対象に、保育室等の空きを活用して、年度を限定して緊急的に一時預かりを実施する年度限定型保育事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、事業を実施する保育所（以下「事業実施保育所」という。）を経営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、事業の実施主体から除くものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいるもの

(実施期間)

第3条 事業の実施期間は、原則として事業の開始日から当該開始日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合には、その実施期間を延長することができる。

(対象児童)

第4条 事業の対象児童は、川崎市内在住の者で、保育所等を入所保留となった年度の初日の前日時点で満1歳及び2歳の児童とする。ただし、事業の利用開始後、年度途中で市外に転出した場合であって、引き続き家庭における保育が困難であるときは、市外在住の者も対象とする。

2 事業実施保育所において、年度途中で利用定員に空きが生じた場合は、第10条に規定する利用期間の範囲内で年度途中からの対象児童の利用も可能とする。

(実施要件)

第5条 事業実施保育所の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開設後1年目、2年目等の保育所で、入所児童数が利用定員に達していない保育所であること。

(2) 4歳児及び5歳児の保育室等の空きを活用し、事業の対象児童を入所させた場合であっても、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「条例」という。）第45条に規定する設備の基準その他児童の安全な受入に必要な環境が確保されていること。

(3) 職員の配置は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号ロ及びハに規定する基準を満たしていること。

(4) 事業の実施日及び実施時間は、条例第48条の規定を準用し、併せて、川崎市延長

保育事業実施要綱第2条第3号及び第5号又は第4号に規定する延長保育を行うこと。

(5) 児童の健康診断等は、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第9条の規定に準じて実施すること。

(6) 給食は、取扱要綱第11条の規定に準じて実施すること。

（事業の実施協議及び届出）

第6条 事業を実施しようとする者は、毎年度、市長が指定する期日までに、川崎市年度限定型保育事業実施協議書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の実施協議があったときは、その内容を審査の上、実施の可否を決定し、通知するものとする。

3 事業の実施の決定を受けた者は、事業開始後速やかに、川崎市年度限定型保育事業実施届出書（第2号様式）により、市長に届け出るものとする。

4 届出内容に変更が生じたときは、速やかに、川崎市年度限定型保育事業変更届出書（第3号様式）により、市長に届け出るものとする。

（事業の利用申請）

第7条 事業の利用を希望する者は、毎年度、市長が指定する期日までに、川崎市年度限定型保育事業利用（変更・解除）申請書（第4号様式。以下「利用（変更・解除）申請書」という。）に、別表第1に掲げる保護者の状況に応じて必要となる書類、川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号。以下「支援法施行細則」という。）第6条第1項の規定に基づき交付された支給認定証又は支給認定決定通知書及び川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）第9条第5項の規定に基づき通知された利用調整結果通知書（保留）の写しを添えて、事業実施保育所の長が指定する方法により申請するものとする。

（事業の利用決定）

第8条 事業実施保育所の長は、前条の規定による利用申請を受理したときは、川崎市保育所等の利用調整実施要綱（以下「利用調整実施要綱」という。）別表に規定する利用調整基準を参考に選考を行い、利用の内定又は保留を決めるものとし、利用の内定の場合には、川崎市年度限定型保育事業利用調整結果通知書（第6号の1様式）により、保留の場合には、川崎市年度限定型保育事業利用調整結果通知書（保留）（第6号の2様式。以下「利用調整結果通知書（保留）」という。）により、保護者に通知するものとする。

2 保留の通知を行った場合で、その後の利用状況等の変化により利用の内定が可能となったときは、前項の規定により、保護者に利用の内定の結果を通知するものとする。

3 前2項の内定の結果通知を受けた者は、川崎市保育所入所児童等の健康管理に関する要綱に規定する入園前健康診断を対象児童に受診させ、その結果、当該児童が特に健康管理上注意を要する場合には、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）別表第1に規定する川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審議を経て、その結果を受けなければならない。

4 事業実施保育所の長は、前項の規定による入園前健康診断及び健康管理委員会の結果を受け、利用の決定又は保留を決めるものとし、利用の決定の場合には、川崎市年度限定型保育事業利用（変更・解除）決定通知書（第7号様式。以下「利用（変更・解除）決定通知書」という。）により、保留の場合には、利用調整結果通知書（保留）により、保護者に通知するものとする。

(事業の利用決定後の手続)

第9条 前条の規定による利用の決定の通知を受けた者が、別表第2に掲げる利用区分に該当する場合には、利用区分に応じた提出書類を提出期日までに提出するものとする。

2 事業実施保育所の長は、前項に規定する提出書類が提出期日までに提出されない場合には、第12条に規定する利用解除決定を行うことができる。

(事業の利用期間)

第10条 事業の利用期間は、事業の利用開始日から当該利用開始日の属する年度の末日までとする。ただし、その期間内であっても、原則として、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第8条第3号及び第5号並びに利用調整実施要綱第12条及び第13条に規定する保護者の状況に応じて定める期間を超えての利用はできない。

(事業の利用変更・解除申請)

第11条 事業の利用内容を変更し又は解除しようとする者は、変更又は解除しようとする月の前月の事業実施保育所の長が指定する期日までに、利用(変更・解除)申請書に、必要な書類を添えて、事業実施保育所に申請するものとする。

(事業の利用変更・解除決定)

第12条 事業実施保育所の長は、第10条に規定する利用期間が終了となる時、又は前条の規定による利用変更又は解除の申請を受理したときは、内容を審査し、利用変更又は解除を決定するものとし、その旨を利用(変更・解除)決定通知書により、保護者に通知するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 事業実施保育所の長は、事業の実施に当たって、保護者に別表第3に掲げる階層区分に応じて基本保育料を求めるものとし、延長保育を行った場合には、別表第4に掲げる延長区分に応じて延長保育料を求めるものとする。

2 事業実施保育所の長は、前項に規定する基本保育料、延長保育料その他事業を実施する上で保護者に負担を求めることが適当と認められるものを実費徴収できるものとする。

(補助の対象及び補助金額)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付申請ができる者は、第6条第3項の規定による届出を行い、市長に受理された者とする。

2 この事業の補助金額は、別表第5に掲げる事業の実施に係る基本補助額並びに別表第6に掲げる延長保育の実施、別表第7に掲げる延長保育料の免除、別表第8に掲げる延長保育での障害児保育の実施、別表第9に掲げる障害児保育の実施及び別表第10に掲げる入園前健康診断の実施に係る加算補助額とする。

第15条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、その申請を行うものとする。

(1) 基本補助額を申請するときは、4月1日又は事業開始時に、原則として年度分を一括して川崎市年度限定型保育事業補助金(基本補助額)交付申請書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

(2) 加算補助額を申請するときは、各四半期終了後速やかに、原則として当該四半期分を一括して川崎市年度限定型保育事業補助金(加算補助額)交付申請書(第12号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第16条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(基本補助額の変更交付)

第17条 基本補助額に変更が生じたときは、3月末日までに、川崎市年度限定型保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書(第13号様式)により、市長にその申請を行わなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(利用状況等の報告)

第18条 事業実施保育所の長は、毎月、市長が指定する期日までに、川崎市年度限定型保育事業利用状況報告書(第14号様式)により、報告を行うものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認められるときは、事業実施保育所の長に、事業の実施状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第19条 この補助金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、川崎市年度限定型保育事業補助金実績報告書(第15号様式)により、市長に実績報告を行わなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第20条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(書類の整備等)

第21条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行し、平成29年3月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

保護者の状況	提出書類
利用内定となった際に育児休業を切り上げることに同意する場合	川崎市年度限定保育事業育児休業期間に関する同意書（第5号様式）

別表第2（第9条関係）

利用区分	提出書類	提出期日
育児休業からの復帰の場合	川崎市年度限定型保育事業育児休業復帰証明書（第8号様式）	利用開始後1か月以内
就労内定の場合	川崎市年度限定型保育事業就労・所得証明書（第9号様式。以下「就労・所得証明書」という。）	利用開始後1か月以内
求職活動の場合	就労・所得証明書	利用開始後2か月以内
起業準備中の場合（自営用）	川崎市年度限定型保育事業就労状況申告書（第10号様式）	利用開始後2か月以内

別表第3（第13条関係）

階層区分	基本保育料（月額）
A～C12	20,000円
C13～C18	40,000円
C19～C23	60,000円
C24～C25	80,000円

※この表における階層区分は、支援法施行細則別表第2に規定する階層区分の定義によるものとする。ただし、同表中「教育・保育のあった月の属する年度分」とあるのは、「利用のあった月の属する年度の前年度分」とし、年度中は変更しないものとする（以下「別表第5」において同じ。）。このほか、階層区分の決定にあたり、「利用のあった月の属する年度の前年度分」とすることが困難な事由があると認められるときは、「教育・保育のあった月の属する年度分」とすることができる。

※月途中の利用開始又は終了の者の基本保育料は、月額料金に利用期間日数を乗じ25日で除して10円未満を切捨てた額とする（以下「別表第5」において同じ。）。

別表第4（第13条関係）

延長区分	延長保育料（月額）
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

※別表第3における階層区分がA又はB階層となる者については、この表に掲げる延長保育料は免除とする。

別表第5（第14条関係）

階層区分	基本補助額（児童1人当たり月額）
A～C12	128,000円
C13～C18	108,000円
C19～C23	88,000円
C24～C25	68,000円

別表第6（第14条関係）

延長区分	加算補助額（児童1人当たり月額）
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

別表第7（第14条関係）

延長区分	加算補助額（児童1人当たり月額）
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

別表第8（第14条関係）

延長区分	加算補助額（児童1人当たり月額）
30分延長	5,300円
1時間延長	10,600円
1時間30分延長	15,900円
2時間延長	21,200円

別表第9（第14条関係）

障害児区分	加算補助額（児童1人当たり月額）
重度	212,000円
中度	169,600円
軽度	106,000円

別表第10（第14条関係）

区分	加算補助額（児童1人当たり1回）
入園前健康診断	2,000円